

法制問題小委員会平成 20 年度・中間まとめに対する意見

社団法人 日本書籍出版協会

項目名

研究開発における情報利用の円滑化について

意見

出版物として発行される著作物、とりわけ学術的内容を有する著作物は、学術研究あるいは研究開発の場で読まれ、新たなシステムや製品の開発のために利用されることを目的として創作されます。「研究開発における著作物の直接複製利用」とは、まさに著作物そのものを本来の目的で利用することであります。したがって、たとえそれが公的な研究機関において行われるものであったとしても、このような利用形態の一部でも権利制限の対象にされるということは、「著作物の通常の利用を妨げる」こととなりますので、権利制限の対象とされるべきではないと考えます。このことは、ベルヌ条約上も認められていないと考えます。また、公的な研究機関における複製利用を権利制限とするか否か、つまり公益性の観点から権利制限するかどうかというのは一つの判断基準ではありますが、十分条件ではなく、ベルヌ条約にもそのような判断基準はありません。

一方、著作物そのものの享受を目的とするのではなく、研究開発の過程において適法に入手された著作物が「素材」あるいは「サンプル」として利用されることについて、権利制限の対象とすることにはあえて反対はいたしません。

ただし、素材として利用した著作物が研究発表に伴って明示的に公開される場合や、研究開発、技術開発における産学協同はもとより、後日研究成果が商品化される場合には事前に権利者の許諾を得るか、あるいは商品化の時点で許諾を得ることが必要であると考えます。

また、著作物そのものが研究開発の成果に含まれていない場合であっても、その研究開発の成果物が当該著作物の内容と競合し、著作権者及び出版者の利益に影響を与えるようなものである場合は、その研究開発に著作物が用いられるときに権利制限を行うべきではないと考えます。当初の研究の時点では予想がつかない商用化が行われる可能性もあり、どのような場合に権利者の利益を害することになるかを典型的に予測することは困難であり、権利制限の規定を設けるとする場合には、但書として「著作権者等の利益を不当に害する場合はこの限りでない」旨の規定が必要であると考えます。

項目名

その他の検討事項

意見

知的財産戦略本部において、権利制限の一般条項（いわゆる日本版フェアユース）の検討が進められているとのことですが、これは、日本の著作権法制における権利制限規定の在り方そのものにも影響を及ぼす可能性のある大きな問題であり、慎重な検討が必要であると考えます。特に、一般条項の導入を求める意見の多くは、権利制限の拡大を要望する一環として主張されていると思われ、その意味からも権利者としては憂慮せざるを得ない状況にあります。現行の制限規定は、欧米諸国における規定と比較して、より広い範囲での自由利用を認めていると認識しており、権利者側では、文化審議会著作権分科会に権利制限の縮小を求めているところであります（学校等の教育機関における複製に対する補償金制度の要望、図書館利用者に対する複製物の提供から商業目的を除外すること等）。

また、最近の社会動向をみると、著作物利用者の利便性を向上させるという側面が、「著作物の創造と伝達に携わる者を保護する」という著作権法本来の目的に増して重視されている傾向があります。もとより、保護と利用とのバランスを保つことが重要であることも十分理解しておりますが、このような状況にあって、「公正な利用」という指標がともすれば利用の促進という方向にのみ偏して解釈されてしまうことを危惧いたします。

また、いうまでもなく、英米における「フェアユース」あるいは「フェアディーリング」は、長年にわたる多くの判例の積み重ねによって確立されてきた制度であり、これが日本における裁判制度およびその運用実態に適合するかどうかという検証も必要です。

以上のような観点をご配慮いただき、文化審議会著作権分科会においても関係者の意見を十分に聴取した上で慎重なご検討が行われることを切望いたします。

以上